船舶技術部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部を除く。）
警備救難部
海洋情報部（第十一本部を除く。）
交通部（第十一本部を除く。）
（総務部の所掌事務）

第五十八条　（略）

2　第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部総務部は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）
（会計管理官）

第六十三条の三　総務部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）に、それぞれ会計管理官一人を置く。

2　（略）
（総務部に置く課）

第六十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
人事課
厚生課
情報通信課
経理課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）
補給課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）
（厚生課の所掌事務）

第六十八条　厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）
二　職員に貸与する宿舎に関すること（経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部にあっては、経理課）の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（警備救難部に置く課）

第八十条　警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課
刑事課
国際刑事課
警備情報課

船舶技術部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部を除く。）
警備救難部
海洋情報部（第十一本部を除く。）
交通部（第十一本部を除く。）
（総務部の所掌事務）

第五十八条　（略）

2　第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部総務部は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）
（会計管理官）

第六十三条の三　総務部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部に限る。）に、それぞれ会計管理官一人を置く。

2　（略）
（総務部に置く課）

第六十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
人事課
厚生課
情報通信課
経理課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部に限る。）
補給課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部に限る。）
（厚生課の所掌事務）

第六十八条　厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）
二　職員に貸与する宿舎に関すること（経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部にあっては、経理課）の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（警備救難部に置く課）

第八十条　警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課
刑事課
国際刑事課
警備情報課

救難課
環境防災課（第九本部を除く。）
船舶技術課（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。）
（刑事課の所掌事務）

第八十一条の二　（略）

2　第九本部の刑事課は、前項に規定する事務のほか、第八十五条第二号、第三号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

（救難課の所掌事務）

第八十四条　救難課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること（第九本部以外の本部にあっては、環境防災課の所掌に属するものを除く。）。
二～六　（略）

2　第九本部の救難課は、前項に規定する事務のほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

救難課
環境防災課（第八本部及び第九本部を除く。）
船舶技術課（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。）
（刑事課の所掌事務）

第八十一条の二　（略）

2　第八本部及び第九本部の刑事課は、前項に規定する事務のほか、第八十五条第二号、第三号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

（救難課の所掌事務）

第八十四条　救難課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること（第八本部及び第九本部以外の本部にあっては、環境防災課の所掌に属するものを除く。）。
二～六　（略）

2　第八本部及び第九本部の救難課は、前項に規定する事務のほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。